

平成 17 年 9 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開 会 平成17年 9 月14日 午前11時
閉 会 平成17年 9 月14日 午前11時42分

2 出席委員

藤 田 委 員 長 ・ 川 委 員 岩 田 委 員
大 橋 委 員 冷 泉 委 員 田 原 教 育 長

3 欠席委員

な し

4 出席事務局職員

勝 間	教育次長	池 田	管理部長
宮 野	指導部長	山 内	管理部長理事・総務企画課長
中 島	教職員課長	森	学校教育課長
高 倉	高校教育課長	永 野	特別支援教育課長
西 園	総務企画課参事・企画情報室長	加 藤	主 幹
岩 佐	主 事	廣 田	主 事

5 議事の概要

(1) 開会

委員長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

ア 8月分1回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認。

(3) 報告事項

ア 請願・陳情等の受理状況について

(ア) 30人学級の早期実現、義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算増、教育諸条件の整備拡充、父母負担の軽減、府立学校再編計画の撤回を求める請願について

【報告】

管理部長から府内の市町村立学校及び府立学校教職員等から1730筆の請願があり、国に対して小中高等学校の30人学級実現を強力に働きかけること等4点にわたる概要の報告がされ、委員から30人学級に関する請願は何度か出されているが、京都式少人数教育の実施により改善されているのではないかとの質問に対し、管理部長から発達段階に応じて最も教育効果の高い方法を学校ごとに選択する京都式少人数教育の実施により、多くの授業は20人前後で進められている状況にある旨の説明があった。

【意見等】

極めて厳しい財政状況ではあるが、学級編成、勤務条件、職員定数、福利厚生、教育活動などについてできるかぎりきめ細かな配慮をしながら進め、法令に基づいた立場で各機関と協議し、今後もより良い方法を考え対応することとの意見集約がされた。

イ 府立中学校が使用する平成18年度教科用図書の採択について

【報告】

指導部長から、府立洛北高等学校附属中学校及び府立園部高等学校附属中学校において使用する平成18年度教科用図書について、学習指導要領に示す目標に沿った内容をとりあげていること、内容が学習指導要領を進める上で適切であること、使用上の便宜が工夫されていること、高等学校の教育課程との関係に留意した上で中高一貫教育の狙いの十分に踏まえたものであることといった観点を踏まえ、各校長から意見を聴取した上で、当該校の教育目標・教育課程に適切なものと判断し採択を行った旨の報告があった。

ウ 府立高等学校が使用する平成18年度教科用図書の採択について

【報 告】

指導部長から、府立高等学校が使用する平成18年度教科用図書について、教科・科目、学科、類・類型が多数あるという特色を踏まえること、生徒の実態に則し適切であることといった観点を踏まえ、各校長の意見を聴取した上で、各学校の教育目標に照らして適切なものと判断し、採択を行った旨の報告があった。

エ 府立盲・聾・養護学校における平成18年度使用教科用図書の採択について

【報 告】

指導部長から、府立盲・聾・養護学校における平成18年度使用教科用図書について、小・中学校の教科用図書の採択基準を踏まえること、児童生徒の障害の状態や発達段階、特性などに則して適切であること、検定教科書が生徒の実態から適当でない場合は下学年の教科用図書を使用できること、また、学校教育法第七十条に定めるいわゆる百七条本を使用することも可能といった観点を加え、各校長の意見を聴取した上で、各学校の教育目標に照らして適切なものと判断し、採択を行った旨の報告があった。

(4) 協議事項

ア 市町合併に伴う教科用図書採択地区の変更について

【説 明】

指導部長から、平成17年度中に行われる4件の市町合併に伴って市町村名の変更が生じることから教科用図書の採択地区を設定した告示の改正を行う必要があるが、採択地区の実質的な変更がない事務的な改正のみであることから、教育長の臨時代理議決により処理し、その後の教育委員会に報告することとしたい旨の説明があった。

【意見等】

採択地区に変更はなく、市町村の名称変更を単に事務的に処理する必要があるという案件であるため、それぞれ適切な時期に、教育長が臨時代理議決により処理することとの指示があった。

イ 平成17年度9月補正予算等について 【非公開】

ウ 小・中学校校長の人事異動について 【非公開】

エ 京都府立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【非公開】

(5) 議決事項

第 3 5 号議案 府立学校教頭の人事異動について 【非公開】

(6) そ の 他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会会議規則第15条第1項第1号及び第4号)

協議事項イ、ウ、エ及び議決事項について、全出席委員異議なく、公開しないこととすることに議決。

(7) 閉会

委員長が閉会を宣告

署 名

藤 田 委 員 長

細 川 委 員

岩 田 委 員

大 橋 委 員

冷 泉 委 員

田 原 教 育 長

事 務 局 職 員